

別表第3（第14条関係）

種類	個別事業名	単位数	1単位の単価
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	地域支援事業実施要綱で定める単位数及び次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）の所定単位数 (1) 1週に1回程度の場合 1, 176単位 (2) 1週に2回程度の場合 2, 349単位 (3) 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位 イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）の所定単位数 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 (2) 生活援助が中心である場合 ① 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 ② 所要時間45分以上の場合 220単位 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 163単位 ウ 初回加算 200単位(1月につき) エ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位(1月につき) (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位(1月につき) オ 口腔連携強化加算 50単位(1月に1回限り) カ 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「単価告示」という。）に定める伊万里市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。

		に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからオまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからオまでにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからオまでにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからオまでにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数 注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注3 指定相当訪問型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）の所在する	
--	--	---	--

		建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（当該事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は当該事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービス（以下「当該サービス」という。）を行った場合は、アについては１月につき、イについては１回につき、所定単位数の１００分の９０に相当する単位数を算定し、当該事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者に対して、当該サービスを行った場合は、アについては１月につき、イについては１回につき、所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する当該事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（当該事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、当該サービスを行った場合は、アについては１月につき、イについては１回につき、所定単位数の１００分の８８に相当する単位数を算定する。 注４ 特別地域加算を算定する場合は、所定単位数の１００分の１５に相当する単位数を加算する。 注５ 小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を加算する。 注６ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を加算する。	
--	--	---	--

訪問型サービスA (緩和型サービス)	次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）の所定単位数 (1) 1週に1回程度の場合 941単位 (2) 1週に2回程度の場合 1,879単位 (3) 1週に2回を超える程度の場合 2,982単位 イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）の所定単位数 (1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 230単位 (2) 生活援助が中心である場合 ① 所要時間20分以上45分未満の場合 143単位 ② 所要時間45分以上の場合 176単位 (3) 短時間の身体介護が中心である場合 130単位 ウ 初回加算 160単位(1月につき) エ 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（I）イ アからウまでにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
-----------------------	---	---

		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからウまでにより算定した単位数 の１０００分の２８７に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからウまでにより算定した単位数 の１０００分の２４９に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからウまでにより算定した単位数 の１０００分の２６６に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからウまでにより算定した単位数 の１０００分の２０７に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからウまでにより算定した単位数 の１０００分の１７０に相当する単位数 注１ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注２ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注３ 指定相当訪問型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（当該事業所における１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に５０人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は当該事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用	
--	--	---	--

		者に対して、指定相当訪問型サービス(以下「当該サービス」という。)を行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、当該サービスを行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する当該事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者(当該事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して、当該サービスを行った場合は、アについては1月につき、イについては1回につき、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。	
	訪問型サービスB(地域支援合い事業訪問型サービス)	別に市長が定める	
	訪問型サービスD(地域支援合い事業移動型サービス)	別に市長が定める	
業)	通所介護相当サービス	地域支援事業実施要綱で定める単位数及び次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1・2(週1回程度) 1, 798単位 (2) 事業対象者、要支援2(週2回程度) 3, 621単位	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

		イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1 （1月の中で全部で4回まで） 436単位 (2) 事業対象者、要支援2 （1月の中で全部で8回まで） 447単位 ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位（1月につき） エ 若年性認知症利用者受入加算 240単位（1月につき） オ 栄養アセスメント加算 50単位（1月につき） カ 栄養改善加算 200単位（1月につき） キ 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位（1月につき） (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位（1月につき） ク 一体的サービス提供加算 480単位（1月につき） ケ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ① 事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 88単位（1月につき） ② 事業対象者、要支援2（週2回程度） 176単位（1月につき） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ① 事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 72単位（1月につき） ② 事業対象者、要支援2（週2回程度） 144単位（1月につき） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ① 事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 24単位（1月につき）	
--	--	--	--

		② 事業対象者、要支援２（週２回程度） ４８単位（１月につき） コ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） １００単位（１月につき） (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） ２００単位（１月につき） サ 口腔・栄養スクリーニング加算 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ２０単位（１回につき） (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ５単位（１回につき） シ 科学的介護推進体制加算 ４０単位（１月につき） ス 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 利用定員が１９人以上の場合 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１１１に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１２０に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	
--	--	--	--

		アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１０９に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１１８に相当する単位数 ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからシまでにより算定した単位数の１０００分の９９に相当する単位数 ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからシまでにより算定した単位数の１０００分の８３に相当する単位数 (2) 利用定員が１９人未満の場合 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１１７に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１２７に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１１５に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１２５に相当する単位数 ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからシまでにより算定した単位数の１０００分の１０５に相当する単位数 ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからシまでにより算定した単位数の１０００分の８９に相当する単位数	
--	--	---	--

		注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定の単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。 注5 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に100分の5を相当する単位を加算する。 注6 指定相当通所型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）と同一建物に居住する者又は当該事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、当該指定相当通所型サービスを行った場合は次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。 ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。 (1) ア(1)を算定している場合（1月につき） 376単位 (2) ア(2)を算定している場合（1月につき） 752単位 (3) イを算定している場合（1回につき） 94単位 注7 利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ア(1)を算定して	
--	--	---	--

		いる場合は1月につき376単位を、ア（2）を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし注6を算定している場合は、この限りではない。	
通所型サービスA (緩和型サービス)	次に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれに定める単位数 ア 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1・2（週1回程度） 1, 438単位 (2) 事業対象者、要支援2（週2回程度） 2, 897単位 イ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）の所定単位数 (1) 事業対象者、要支援1 (1月の中で全部で4回まで) 349単位 (2) 事業対象者、要支援2 (1月の中で全部で8回まで) 358単位 ウ 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 利用定員が19人以上の場合 ① 介護職員等処遇改善加算（I）イ アからシまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（I）ロ アからシまでにより算定した単位	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。	

		数の１０００分の１２０に相当する 単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１０９に相当する 単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１１８に相当する 単位数 ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の９９に相当する単 位数 ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の８３に相当する単 位数 (2) 利用定員が１９人未満の場合 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１１７に相当する 単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１２７に相当する 単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１１５に相当する 単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１２５に相当する 単位数 ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の１０５に相当する 単位数 ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） アからシまでにより算定した単位 数の１０００分の８９に相当する単	
--	--	--	--

		位数 注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 注2 従業者数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。 注5 指定相当通所型サービス事業所（以下「当該事業所」という。）と同一建物に居住する者又は当該事業所と同一建物から当該事業所に通う者に対し、当該指定相当通所型サービスを行った場合は次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。 (1) ア(1)を算定している場合(1月につき) 376単位 (2) ア(2)を算定している場合(1月につき) 752単位 (3) イを算定している場合(1回につき) 94単位 注6 アについて、利用者に対して、その居宅と当該事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(ア(1)を算定している場合は1月につき376単位を、ア(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし注5	
--	--	---	--

		を算定している場合は、この限りではない。	
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント事業	地域支援事業実施要綱で定める単位数	10円に単価告示に定める伊万里市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。